○伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱

平成 26 年 10 月 14 日告示第 193 号

伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱

## (設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持向上に関する法律(平成20年法律第40号。以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、伊賀市歴史的風致維持向上協議会(以下「協議会」という。)を置く。

# (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画(以下「計画」という。)の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第5条第8項の認定を受けた計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うこと。
  - (3) 歴史的風致(法第1条に規定する歴史的風致をいう。第5号において同じ。)の維持又は向上に資する取組に関すること。
  - (4) 計画の推進状況の報告・評価に関すること。
  - (5) 歴史的風致の維持又は向上に関し、市長が必要と認める事項

#### (組織)

- 第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 伊賀市文化財保護審議会委員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

### (会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長 となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、伊賀市教育委員会事務局文化財課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附則

### (施行期日)

1 この告示は、平成26年11月1日から施行する。

### (任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱され、又は任命される協議会の委員の任期は、 第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

#### (会議の招集の特例)

3 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。